日本CDR協議会 知的財産の取扱いに係る指針

1. 基本理念

- 1.1. 日本CDR協議会(以下「本会」という)は、日本CDR協議会会則(以下「本会則」という)に定める本会目的に則り、ネットゼロの実現における二酸化炭素除去の重要性を踏まえ、CDRに関する取り組みの加速化と関連市場の持続的な発展を目指した関係者の連携と共創活動を通じてカーボンニュートラルの実現に貢献すること(以下「共通ミッション」という)を目指す。
- 1.2. 本会の成果(以下「活動成果」という)は、本会則に定める会員の貢献に応じ適切に共有又は分配する。特に、イノベーションの核となる知的財産は、発案者の権利を厳正に保護する一方、共通ミッションの実現に向けて最大限活用されることを目指す。

2. 定義

- 2.1. 本指針における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。 その他、本指針における用語は、本指針に別 段の定めがない限り、本会則の定めるところによるものとする。
- (1) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - (a) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、半導体集積回路の回路配置利用権、種苗法に規定する育成者権、及びこれら各権利の登録を受ける権利、並びに外国におけるこれら各権利に相当する権利
 - (b) 著作権法に規定する著作物の著作権、及び外国における当該著作権に相当する権利
 - (c) 保有者により秘密として管理される有用な技術情報であって、不正競争防止法第2条第6項で保護される もの(以下「ノウハウ」という)に関する権利
- (2) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては意匠、商標権の対象となるものについては商標、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成、並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- (3) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠 法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律 第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法に定める著作物の利用行為及びノ ウハウの使用をいう。

3. 知的財産権の帰属等

- 3.1. 第2.1.項第1号(a)に定める権利の帰属等については、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 本会において新たに生じた発明等に係る権利は、原則として当該発明等を行った会員(以下「発明者等」という)に帰属する。
- (2) 前号の場合において、共同の発明等に係る権利は、発明者等の間での共有とし、原則として次の方針に従って誠実に協議を行い、その実施条件、持分、登録を受けるために必要な費用負担等を定める契約を別途締結する。
 - (a) 会員は、内部規則を定める等の方法により適法に、自らが権利を原始取得し、又は自己に属する者から権利の承継を受ける
 - (b) 発明等に対する会員の寄与度に応じ公平に取り扱う
 - (c) 権利の活用に関し、本指針に定めるとおり、会員の意向を尊重しながらも最大限活用されることを目指す

- (3) 本会の事務局(本会の企画・運営を行う株式会社三菱総合研究所をいう。以下同じ)は発明者等が許諾する範囲内において、本項第1号及び前号の発明等を利用することができる。
- (4) 他の会員が発明者等に対し、本項第1号又は第2号の発明等に係る権利の利用を求めた場合、その利用の許諾実施料及び利用実施の方法等は、本指針に沿うよう当事者間で協議して定める。
- (5) 第2号に定める共有の権利について、第三者に対し第1号又は第2号権利の実施権を許諾し、持分を譲渡し若しくは質権等を設定しようとするときは、その都度他の共有者の書面による事前の承諾を得なければならない。
- (6) 第2.1.項第1号(a)に定める権利のうち、本会で使用する名称及びマーク等に関する商標については事務局が 出願を行うことから、その他の会員は当該商標の出願を行わないものとする。また、事務局は、本会が法人格を 取得した場合、当該商標権を本会に無償で譲渡するものとする。ただし、2027年3月31日時点において本会 が法人格を取得しないことが確定した場合は、当該商標権の帰属について推進委員会で協議するものとする。
- 3.2. 第2.1.項第1号(b)に定める権利の帰属等については、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 会員が本会参加に際し新たに作成した著作物及び従前より有する著作物の著作権は、当該会員に帰属する。
- (2) 事務局・会員間又は会員間の共同で本会において新たに作成した著作物の著作権は、事務局に帰属する。
- (3) 第1号及び前号に定める著作物については、本会の目的の範囲内において、事務局及び他の会員はこれを無償で利用することができる。ただし、会員(事務局を除く)が第1号及び前号に定める著作物(複製又は翻案したものを含む)を公表する場合、事前に当該著作物の著作権者(事務局又は会員)の書面による承諾を得なければならない。
- (4) 第1号及び第2号に定める著作物中に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物の作成者は、事務局及び他の会員による利用に支障がないよう必要な措置を取る。
- (5) 第1号及び第2号に定める著作物の著作権者は、本会が法人格を取得した場合、当該著作物の著作権を本会に無償で譲渡するものとする。ただし、2027年3月31日時点において本会が法人格を取得しないことが確定した場合は、当該著作権の帰属について推進委員会で協議するものとする。
- 3.3. 第2.1.項第1号(c)に定める権利については、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 本会において、ノウハウとして管理すべきものが生じた場合、会員間で協議の上書面等により特定し、使用条件、 秘匿すべき期間その他の必要な事項を合意する。
- (2) 会員は、前号において合意した使用条件等に基づく場合を除き、本会に参加することで知り得たノウハウを、当該ノウハウに係る知的財産権を有する会員からの書面による承諾なく、第三者に開示、漏洩、又は自らの事業のために使用してはならない。

4. 実施許諾

- 4.1. 会員は、本会への参加にあたり、第1条のとおり、活動成果が共通ミッション実現のために広く利用される可能性を考慮に入れなければならない。
- 4.2. 会員は、本会において生じた発明等に係る知的財産権について、防衛のためではなく、積極的に活用されるよう努める。
- 4.3. 会員は、自らが実施許諾する権利を有する知的財産権(単独・共有を問わない)について、共通ミッションの 実現のために実施する必要がある場合、実施を希望する他の会員に対し、当該知的財産権の存在の開示及び 合理的かつ非差別な条件での実施許諾を惜しまないものとする。

5. 公表

5.1. 事務局及び会員は、活動成果に含まれる発明等に係る情報について、当該発明等に係る活動(本会則に定

める「本会活動」を含む)の終了から6ヶ月間(ノウハウについては秘匿すべき期間)公表してはならない。ただし、事務局は、活動成果の活用のために必要な場合、当該活動に参加したすべての会員の同意を得たうえで、公表の時期を早めることができる。

5.2. 会員が活動成果を公表する場合、事前に公表の時期、内容、態様について事務局及び当該活動に参加した他の会員の承認を得なければならない。また、公表の内容には本会による成果であることを明記しなければならない。

6. 退会

6.1. 本会の存続期間中に会員が本会から退会した場合、当該退会者(以下「退会者」という)は、活動成果に 係る知的財産権を放棄したものとみなす。また、退会者は本会則に基づく秘密保持義務を退会後も引き続き負 うものとする。

7. 本指針の有効期間

7.1. 本指針の定めは、本会の存続期間満了若しくは終了又は会員にあっては退会の後も有効とする。

8. 本指針の変更

8.1. 本指針の変更については、本会の総会において決定するものとする。

2025年7月30日制定 2025年8月25日改訂